

令和元年度

事業概要

建設局

目 次

| | | |
|-----|------------|----|
| I | 建設局の概要 | 1 |
| II | 組織と事務分掌 | 3 |
| III | 令和元年度 主要事業 | 19 |

(3) 下水道事業会計 予算

①収益の収入及び支出

(単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|-----------|------------|----------|------------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 下水道事業収益 | 35,114,940 | 1 下水道事業費 | 35,983,555 |
| 収入合計 | 35,114,940 | 支出合計 | 35,983,555 |

②資本的収入及び支出

(単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|---------|------------|---------|------------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 資本的収入 | 18,764,097 | 1 資本的支出 | 32,134,423 |
| 収入合計 | 18,764,097 | 支出合計 | 32,134,423 |

建設局

総務課

<総務係>

- (1) 局、室及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の予算の経理に関すること。
- (3) 下水道事業に係る会計事務に関すること。
- (4) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (5) 局の契約等に係る事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (6) 下水道事業に係る財政計画及び資金計画に関すること。
- (7) 神戸市下水道事業基金に関すること。
- (8) 神戸市建設局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (9) 建設事務所及び水環境センターとの連絡及び調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

事業用地課

<事業係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 不動産の管理及び活用に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 不動産の処分に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

<用地係>

- (1) 局の事務に係る不動産の取得及び処分に関すること（事業係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 局の事務に係る不動産の取得に伴う損失補償に関すること。

技術管理課

<技術管理係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 技術管理に関する総括及び調整に関すること。
- (3) 土木技術に関する連絡及び調査に関すること。
- (4) 土木工事の技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。
- (5) 建設事業外部評価委員会に関すること。
- (6) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の技術的事項に関すること（技術審査係の所管に属するものを除く。）。

<技術審査係>

- (1) 総合評価落札方式の対象となる契約のうちの技術的事項に関すること。
- (2) 設計図書の照査に係る指導及び改善に関すること。
- (3) 神戸市優良工事表彰制度に関すること。

<土木積算係>

- (1) 土木工事の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。
- (2) 土木積算システムの管理、運営及び改善に関すること。

<検査係>

- (1) 工事の請負契約に係る検査の総括に関すること。
- (2) 工事の請負契約に係る検査（主管課の所属職員により行われる検査を除く。）に関すること。
- (3) 工事の請負契約に係る検査員の研修及び指導に関すること。
- (4) 工事の安全管理に関すること。
- (5) 工事検査情報システムの管理、運営及び改善に関すること。

都市技術研究室

- (1) 土木、建築及び設備の工事並びに市街地整備等に関する新たな技術に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 特命による新たな技術に係る連絡及び調整に関すること。

防災部

防災課

<防災係>

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 防災の推進、水防計画の策定及び災害復旧の統括に関すること。
- (3) 局の防災及び災害復旧に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 局の所管する施設に起因する事故の処理の総括及び予防の対策に関すること。
- (5) 部の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (6) 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に基づく採取計画の認可に関すること（技術審査に係るものを除く。）。

<宅地審査係>

- (1) 開発行為に伴う宅地造成（市街化調整区域においては、宅地造成等規制法第2条の宅地造成に該当するものに限る。）の審査（都市計画法第33条第1項第7号に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 宅地造成工事の許可（市街化調整区域内のもの及び土地区画整理事業に係るものに限る。）等及び国等との協議に関すること。
- (3) 開発行為に伴う宅地造成（第1号の審査に係るものに限る。）及び宅地造成工事（市街化調整区域内のもの及び土地区画整理事業に係るものに限る。）等の検査に関すること。
- (4) 建築確認に係る宅地造成等規制法への適合性の審査に関すること。
- (5) 建設事務所の所管に属する宅地造成等規制法に係る事務の連絡及び調整に関すること。
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（建設事務所の所管に属する擁壁に係る連絡及び調整に限る。）。
- (7) 既成宅地防災工事資金の融資及び貸付けの承認に関すること。
- (8) 神戸市宅地保全審議会に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、宅地の保全に関すること。

<治山砂防係>

- (1) 砂防及び治山に関する調査、計画及び工事に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る意見の陳述及び関係機関との連絡に関する事。
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の規定に基づく申請の受理に関する事。
- (5) 採石法及び砂利採取法の規定に基づく採取計画（河川砂利に係るものを除く。）の認可に係る技術審査に関する事。
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく区域の指定に係る意見の陳述に関する事。
- (7) 舞子海岸の整備に関する事業の連絡及び調整に関する事。
- (8) 山麓水防地区の水防並びに舞子海岸整備区域の海岸防災に係る国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (9) 林地崩壊防止事業等の災害復旧の計画及び工事に関する事。

<六甲保全係>

- (1) 六甲山の森林整備に関する調査、計画の策定及び実施に関する事（公園部森林整備事務所の所管に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (4) 六甲山系グリーンベルト整備事業等に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (5) 公園部森林整備事務所との事業の調整に関する事。

河川課

<管理指導係>

- (1) 河川事業に係る財産の管理の企画及び総括に関する事。
- (2) 準用河川の指定、変更及び廃止に関する事。
- (3) 準用河川に係る占用及び使用の許可に関する事。
- (4) 開発行為等に関連する河川に係る指導、調整及び検査に関する事。
- (5) 河川（一級河川及び二級河川を除く。）の用に供されている公有財産に係る立入り、境界確定並びに占用及び使用の許可に関する事。
- (6) 砂利採取法の規定に基づく採取計画（河川砂利に係るものに限る。）の認可に係る技術審査に関する事。
- (7) 河川に関する国及び兵庫県との連絡及び調整に関する事（防災課防災係の所管に属するものを除く。）。

<計画調整係>

- (1) 河川事業の計画及び調整に関する事。
- (2) 河川に係る災害復旧の計画及び調整並びに災害対策に関する事。
- (3) 都市基盤河川改修事業並びに準用河川及び普通河川の改修事業に係る連絡及び調整に関する事。
- (4) 河川事業に係る土木積算基準に関する事。

道路部

管理課

<事務係>

- (1) 部及び部内の各課並びに湾岸・広域幹線道路本部の庶務並びに部及び湾

- 岸・広域幹線道路本部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 「光のまち神戸」運動（街路灯の整備等により交通安全及び犯罪の防止を図る運動をいう。）の推進に関すること。
 - (3) 道路事業の啓発及び広報に関すること。
 - (4) 部の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
 - (5) 神戸市道路公社の業務の指導及び監督その他地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する事務の管理に関すること。

<管理係>

- (1) 道路の路線の認定，廃止及び変更に関すること。
- (2) 鉄道，軌道，索道，有料道路等に関する協議に関すること。
- (3) 土地区画整理事業，土地改良事業等に伴う道路及び溝渠(きょ)の協議に関すること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号），土地収用法（昭和26年法律第219号）等の規定による道路管理者の意見の陳述に関すること。
- (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（道路の通行に支障のある雑草及び立木に係る連絡及び調整に限る。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，道路，溝渠(きょ)及び堤塘(とう)の管理，調査及び調整に関すること。
- (7) 私道の整備の助成に関する連絡及び調整に関すること。

<境界調査係>

- (1) 道路，溝渠(きょ)及び堤塘(とう)との境界の協定及び承認に関すること。
- (2) 道路敷地の確認及び整理に関すること。
- (3) 道路，溝渠(きょ)及び堤塘(とう)の不用敷地の処分に関すること。

<道路台帳係>

- (1) 道路台帳に関すること。
- (2) 道路，橋梁(りょう)その他道路施設の統計に関すること。
- (3) 道路管理システムの入力に関すること。
- (4) 車両制限令（昭和36年政令第265号）に関すること。
- (5) 測量標及びその成果の管理に関すること。

<占用係>

- (1) 道路の占用及び溝渠(きょ)の使用に関すること。
- (2) 神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）に関すること。
- (3) 神戸市屋外広告物審議会に関すること。
- (4) 道路の巡視に関する連絡及び調整に関すること。
- (5) 一般財団法人道路管理センターとの連絡及び調整に関すること。

計画課

<計画係>

- (1) 道路及び街路に関する基本的な企画及び立案に関すること（都市局計画部計画課計画係及び都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課都心交通係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 幹線道路（有料道路を含む。）の調査及び基本計画に関すること。
- (3) 道路事業及び街路事業の調査及び計画に関すること（都市局計画部計画課計画係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 社会基盤の整備に関する調査及び研究並びに啓発及び広報に関すること。
- (5) 自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。
- (6) 放置自転車対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (7) 自動車駐車場の管理に関すること。
- (8) 神戸市建設局自転車等駐車場事業者選定委員会に関すること。

- (9) 前各号に掲げる事務に関する国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

<指導係>

- (1) 開発行為等に伴う道路及び溝渠(きょ)の指導, 調整及び検査に関すること。
 (2) 開発行為等に伴う道路法(昭和27年法律第180号)第24条に規定する承認に係る工事の調整に関すること。

工務課

<補修係>

- (1) 道路の維持及び補修に関すること。
 (2) 側溝及び溝渠(きょ)の整備及び改良に関すること。
 (3) 街路灯の整備及び引継ぎに関すること。
 (4) 道路の美化に関すること。
 (5) 道路法第24条に規定する承認に係る工事の調整に関すること(計画課指導係の所管に属するものを除く。)
 (6) 建設副産物の対策に関する連絡及び調整に関すること。
 (7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること(舗装に関するものに限る。)
 (8) 道路占用工事及び道路掘削工事に関する連絡, 調整及び指導に関すること。
 (9) 他の局, 部(本部を含む。), 室, 課及び係の所管に属しない土木工事の調整に関すること。

<工務第1係>

- (1) 国道, 県道及び市道の新設及び改良に関すること。
 (2) 都市計画道路の整備に関すること(都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。)
 (3) 電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。
 (4) 道路の改良に関する技術の調査及び研究に関すること。
 (5) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること(道路の改良に関するものに限る。)

<工務第2係>

- (1) 橋梁(りょう)の新設, 維持及び補修に関すること。
 (2) トンネルの維持及び補修に関すること。
 (3) 道路の防災に関すること。
 (4) 道路の舗装の新設に関すること。
 (5) 道路の災害復旧の計画及び調整に関すること。
 (6) 橋梁(りょう)等重要構造物に関する技術の調査及び研究に関すること。
 (7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること(橋梁(りょう)に関するものに限る。)

<交通安全施設係>

- (1) 交通安全施設(自転車駐車場及び道路の照明灯を除く。)に関する計画, 調査及び整備並びに連絡及び調整に関すること。
 (2) 自転車走行空間及び自転車駐車場に係る整備並びに大規模な維持及び補修に関すること。
 (3) 道路のユニバーサルデザインに関すること。
 (4) 道路の交通安全対策に関すること。
 (5) 道路案内標識及びサインの整備に関すること。
 (6) 道路の機能の改善に関すること。
 (7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること(交通安全施設に関するものに限る。)

湾岸・広域幹線道路本部

推進課

＜広域幹線係＞

- (1) 国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査、計画及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関する国、関係機関及び地域住民等との連絡及び調整に関すること。

下水道部

経営管理課

＜管理係＞

- (1) 部の庶務及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 下水道事業の啓発及び広報に関すること。
- (3) 部の物品の調達及び処分に関すること。
- (4) 下水道事業の経営に関する重要事項の調査及び研究に関すること。
- (5) 神戸市上下水道事業審議会（建設局の所管に属するものに限る。）に関すること。
- (6) 下水道事業に係る水環境センターとの連絡及び調整に関すること（管路課管路係、設計係及び雨水係並びに施設課施設係、設計係及び設備係の所管に属するものを除く。）。

＜業務係＞

- (1) 排除汚水量の調査及び認定に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 排水設備に係る貸付けに関すること。
- (4) 下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること（管路課管路係及び施設課設計係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 部の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (6) 下水道事業に係る公舎の維持及び管理に関すること。
- (7) 下水道使用料その他の収入に係る水環境センター又は水道局との連絡及び調整に関すること。

計画課

＜計画係＞

- (1) 下水道事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 下水道事業に係る都市計画並びに都市計画事業の決定及び認可の申請に関すること。
- (3) 水インフラ整備（上下水道施設の整備をいう。）に関する国際貢献事業に関すること（水道局の所管に属するものを除く。）。
- (4) 前3号に掲げる事務に係る国の機関その他関係機関との連絡及び調査に関すること。
- (5) 下水道事業における新たな技術の研究、開発及び調整に関すること。
- (6) 下水道資源の有効利用に関すること。

<指導係>

- (1) 開発行為等に関連する下水道に係る指導，調整及び検査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか，下水道事業に関する指導に関すること。
- (3) 水リサイクル事業の運営に関すること。

<水質指導係>

- (1) 下水道事業に係る処理区域内の工場排水等の水質の認定に関すること。
- (2) 下水道事業に係る処理区域内の除害施設に係る届出の受付及び審査並びに指導及び監督に関すること。
- (3) 悪質な汚水排出工場等に対する指導及び立入検査に関すること。
- (4) 下水道事業に係る水質管理の統括に関すること。
- (5) 水質検査事務所との連絡及び調整に関すること。

水質検査事務所
(3)

- (1) 下水道事業に係る水質検査その他各種試験に関すること。

管路課

<管路係>

- (1) 下水道台帳に関すること。
- (2) 汚水管渠(きょ)，雨水管渠及び合流管渠（以下「下水管渠等」という。）の改築及び更新等に係る調査及び企画に関すること。
- (3) 下水管渠等に係る財産の管理に関する技術的事項に関すること。
- (4) 下水道の利用及び下水管渠等の維持及び管理に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，下水管渠等の管理に関すること。
- (6) 公共下水施設（マンホールポンプ施設等に限る。）の維持及び管理に関すること。

<設計係>

- (1) 汚水管渠の調査，設計及び検査に関すること（水環境センターの所管に属するものを除く。）。
- (2) 汚水管渠の工事に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (3) 下水道事業に係る土木積算基準に関すること。
- (4) 汚水管渠の災害対策に関すること。

<雨水係>

- (1) 雨水管渠及び合流管渠（以下「雨水管渠等」という。）の調査，設計及び検査に関すること（水環境センターの所管に属するものを除く。）。
- (2) 雨水管渠等の工事に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (3) 雨水管渠等の災害対策に関すること。

<排水設備係>

- (1) 排水設備計画の受付，審査及び現地確認に関すること。
- (2) 排水設備に係る指定工事者及び責任技術者の指定並びに指導等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，排水設備に関すること（経営管理課業務係の所管に属するものを除く。）。

施設課

＜施設係＞

- (1) 下水処理場（スラッジセンターを含む。以下同じ。）及びポンプ場（以下「下水処理場等」という。）の機械設備及び電気設備に関する改築及び更新等に係る調査及び企画に関すること。
- (2) 下水処理場等の保守，修繕及び運転管理の調査の総括に関すること。
- (3) 下水処理場等の保守，修繕及び運転管理に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (4) プラント設備技術に関する連絡及び調整に関すること。
- (5) 神戸市降雨情報システム及び施設・設備情報システムの運用に関すること。

＜設計係＞

- (1) 下水処理場等の改築及び更新等に係る調査及び企画に関すること（施設係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 下水処理場等の土木工事の調査，設計及び検査に関すること（水環境センターの所管に属するものを除く。）。
- (3) 下水処理場等の土木工事に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (4) 下水処理場等に係る財産の管理に関する技術的事項に関すること。
- (5) 下水処理場等の土木施設の災害対策に関すること。

＜設備係＞

- (1) 下水処理場等の特定の機械設備工事及び電気設備工事の調査，設計，施行（機器の製作に限る。）及び検査に関すること。
- (2) 下水処理場等の機械設備工事及び電気設備工事に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (3) 下水道事業に係る設備工事積算基準に関すること。
- (4) 下水処理場等の機械設備及び電気設備の災害対策に関すること。

| |
|-----|
| 公園部 |
|-----|

| |
|-----|
| 管理課 |
|-----|

＜事務係＞

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 森林整備事務所及び王子動物園との連絡及び調整に関すること。
- (3) 公益財団法人神戸市公園緑化協会に関すること。

＜管理係＞

- (1) 公園緑地に係る不動産の管理に関すること。
- (2) 都市公園及び有料公園施設の使用の許可に関すること（市民参画推進局スポーツ振興部スポーツ振興課市民スポーツ係，森林整備事務所，王子動物園及び建設事務所の所管に属するものを除く。）。
- (3) 公園施設の設置，管理及び占用の許可（市民参画推進局スポーツ振興部スポーツ振興課市民スポーツ係，森林整備事務所，王子動物園及び建設事務所の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例に関すること（海浜公園における過料の処分に係る事務に限る。）。
- (5) 開発行為等をした者等からの公園及び緑地の管理の引継ぎに関すること。
- (6) 公園台帳に関すること。

＜利活用係＞

- (1) 花時計，東遊園地及び神戸震災復興記念公園等の維持及び管理並びに移

- 動街路樹の育成及び管理に関すること。
- (2) 公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。
 - (3) 摩耶ケーブル及び摩耶ロープウェイの支援に関すること。
 - (4) 市民公園に関する連絡及び調整に関すること。
 - (5) 市民との協働による公園緑地の管理に係る連絡及び調整に関すること。
 - (6) 市民との協働による花壇及び飾花等の助成並びに連絡及び調整に関すること。
 - (7) 都市の緑化の推進及び市民の意識の啓発に関すること（計画課計画係の所管に属するものを除く。）。
 - (8) 都市公園及び有料公園施設の運営に関すること（森林整備事務所及び王子動物園の所管に属するものを除く。）。

計画課

<計画係>

- (1) 公園緑地に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 神戸市公園緑地審議会に関すること。
- (4) 開発行為等に伴う公園及び緑化の指導，調整及び検査に関すること。
- (5) 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年3月条例第45号）に規定する建築物等の緑化の推進に関すること（建築住宅局建築指導部建築安全課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 都市の緑化の推進及び市民の意識の啓発に関すること（県民まちなみ緑化事業等に限る。）。

<自然環境係>

- (1) 自然環境の保全のための調査，調整，啓発及び指導に関すること。
- (2) 神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）の規定に基づく緑の保全に関すること及びその保全に係る緑地の活用に関すること。
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）の規定に基づく緑地の保全に関すること。
- (4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年4月条例第32号）に関すること。
- (5) 緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）に関すること。

整備課

<維持補修係>

- (1) 公園緑地の維持，管理及び補修に関すること。
- (2) 街路樹及び緑地帯の維持及び管理に関すること。
- (3) 公園施設の安全確保の推進に関すること。
- (4) 公園緑地の美化に関すること。
- (5) 花壇及び飾花等の維持及び管理に関すること（管理課利活用係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 街路の緑化に関する計画，調査，調整及び特定の工事の設計に関すること。
- (7) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。

<設計係>

- (1) 公園緑地の新設工事，改良工事及び受託工事の調査，設計及び施行に関すること（建設事務所の所管に属するものを除く。）。
- (2) 国営明石海峡公園に関する施設の整備に係る連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関する国の機関その他関係機関との連絡及び調整

- に関すること。
- (4) 舞子海岸の整備に関する造成地の処分計画及び企業誘致に関すること。
 - (5) 土木積算に関する連絡及び調整（公園緑地に関するものに限る。）に関すること。
 - (6) 造園技術に関する調査，連絡及び調整に関すること。
 - (7) 公園の災害復旧の計画及び調整に関すること。
 - (8) 有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

森林整備事務所 (2)

- (1) 森林の保護及び育成に係る調査，計画及び工事の施行に関すること（建設局防災部防災課六甲保全係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 再度公園，外国人墓地その他自然公園施設等の設計，工事の施行及び維持管理に関すること。
- (3) 六甲山系におけるハイキングコースの維持補修に関すること。
- (4) 市有林の維持管理に係る作業に関すること。
- (5) 松くい虫，カシノナガキクイムシその他の森林病虫害の防除に関すること。
- (6) 山麓の電飾の維持管理に関すること。
- (7) 市有林に係る不動産の管理に関すること。
- (8) 再度公園の使用及び占用の許可に関すること（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）。
- (9) 神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。
- (10) 前各号に掲げる事務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

王子動物園（1）

<運営係>

- (1) 王子動物園の庶務に関すること。
- (2) 入園料その他諸収入金の徴収に関すること。
- (3) 施設の管理に関すること。
- (4) 王子公園の動物園，動物園ホール及び駐車場に係る行為又は利用の許可に関すること（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 王子公園の動物園，動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可に関すること（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 入園者の誘致その他広報に関すること。
- (7) 入園者に対するサービスその他諸催物に関すること。

<飼育展示係>

- (1) 動物の飼育及び繁殖に関すること。
- (2) 動物の保健及び治療に関すること。
- (3) 動物の展示に関すること。
- (4) 動物舎の管理に関すること。
- (5) 動物及び飼料の出納記録に関すること。
- (6) 動物病院の管理運営に関すること。
- (7) 動物の調査，研究及び園内教育に関すること。

建設事務所（1） [東部・中部・西部]

<管理係>

- (1) 建設事務所の庶務並びに所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。

- (2) 所掌の事務に関する市民からの要望の処理に関すること。
- (3) 道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア（美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。）等の助成に関すること。
- (4) 私道の整備の助成に関すること。
- (5) 都市公園の使用及び占用の許可（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 所掌の事務に関する巡視及び不法占用対策に関すること。
- (7) 地域住民等との道路の美化に関する連絡及び調整に関すること。
- (8) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（道路の通行に支障のある雑草及び立木に係るものに限る。）。
- (9) 自転車駐車場及び放置された自転車等の保管場所の管理等放置自転車対策に関すること。
- (10) 道路照明灯及び街路灯の管理に係る事務に関すること。
- (11) 所掌の事務に関する工事用機材等の調達及び管理に関すること。
- (12) 所掌の事務に関する休日及び夜間の緊急連絡事務に関すること（東部建設事務所に限る。）。

<安全推進係>

- (1) 安全なまちづくりの推進等に係る区役所との連絡及び調整に関すること。
- (2) 宅地造成工事の許可、検査、規制、指導その他これらに付随するものに関すること（建設局防災部防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（宅地造成工事規制区域の区域内の擁壁に係るものに限る。）。
- (4) 既成宅地の保全に関すること。
- (5) 道路、河川等の巡視及び不法占用対策に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 道路、溝渠(きょ)及び河川の維持及び補修に関すること。
- (7) 道路、溝渠(きょ)、公園及び河川の維持作業及び補修作業に関すること（公園緑地係の所管に属するものを除く。）。
- (8) 道路の美化等に関すること。
- (9) 私道の整備に関する指導及び検査に関すること。
- (10) 道路の使用及び占用の許可、指導及び検査並びに溝渠(きょ)の使用の許可に関すること。
- (11) 道路法第24条に規定する承認等（公園緑地係の所管に属するものを除く。）に関する指導、検査及び工事の調整に関すること。
- (12) 道路照明灯及び街路灯の管理の計画、維持及び補修その他の技術的事項に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (13) 道路事業、街路事業及び河川事業の調査、設計及び工事の施行に関すること。
- (14) 治山砂防事業及び都市計画事業の工事の施行に関すること。
- (15) 道路及び河川の災害復旧の調査、設計及び工事の施行に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、土木工事に関すること。

<公園緑地係>

- (1) 公園緑地の工事の調査、設計及び施行（建設局公園部整備課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 街路樹及び緑地帯の工事の調査、設計及び施行に関すること。
- (3) 公園緑地、街路樹等の保全及び管理の設計及び施行に関すること。
- (4) 公園緑地の災害復旧の調査、設計及び工事の施行に関すること。
- (5) 市民公園の施設の助成に関すること。
- (6) 公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持及び管理に関すること（安全推進係の所管に属するものを除く。）。
- (7) 公園等の巡視及び不法占用対策に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (8) まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指

- 導に関する事。
- (9) 都市公園の使用及び占用に関する指導及び検査に関する事。
 - (10) 道路法第24条に規定する承認（街路樹に係る工事又は街路樹の維持に係るものに限る。）に関する指導，検査及び工事の調整に関する事。

| | |
|----------|------------|
| 建設事務所（1） | 〔 北・垂水・西 〕 |
|----------|------------|

<管理係>

- (1) 建設事務所の庶務並びに所内の事務の連絡，調整及び改善に関する事。
- (2) 所掌の事務に関する市民からの要望の処理に関する事。
- (3) 道路愛護団体，河川愛護団体，まちの美緑花ボランティア等に関する事。
- (4) 私道の整備の助成に関する事。
- (5) 都市公園の使用及び占用の許可（建設局公園部管理課管理係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 道路，河川，公園等の巡視及び不法占用対策に関する事。
- (7) 地域住民等との道路の美化に関する連絡及び調整に関する事。
- (8) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関する事（道路の通行に支障のある雑草及び立木に係るものに限る。）。
- (9) 自転車駐車場及び放置された自転車等の保管場所の管理等放置自転車対策に関する事。
- (10) 道路照明灯及び街路灯の管理に係る事務に関する事（安全推進係の所管に属するものを除く。）。
- (11) 所掌の事務に関する工事用機材等の調達及び管理に関する事。

<安全推進係>

- (1) 安全なまちづくりの推進等に係る区役所との連絡及び調整に関する事。
- (2) 宅地造成工事の許可，検査，規制，指導その他これらに付随するものに関する事（建設局防災部防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関する事（宅地造成工事規制区域の区域内の擁壁に係るものに限る。）。
- (4) 既成宅地の保全に関する事。
- (5) 道路，溝渠(きょ)及び河川の維持及び補修に関する事。
- (6) 道路，溝渠(きょ)，公園及び河川の維持作業及び補修作業に関する事（公園緑地係の所管に属するものを除く。）。
- (7) 道路の美化等に関する事。
- (8) 私道の整備に関する指導及び検査に関する事。
- (9) 道路の使用及び占用の許可，指導及び検査並びに溝渠(きょ)の使用の許可に関する事。
- (10) 道路法第24条に規定する承認等（公園緑地係の所管に属するものを除く。）に関する指導，検査及び工事の調整に関する事。
- (11) 道路照明灯及び街路灯の管理の計画，維持，補修その他の技術的事項に関する事（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (12) 道路事業，街路事業及び河川事業の調査，設計及び工事の施行に関する事。
- (13) 治山砂防事業及び都市計画事業の工事の施行に関する事。
- (14) 道路及び河川の災害復旧の調査，設計及び工事の施行に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか，土木工事に関する事。

<公園緑地係>

- (1) 公園緑地の工事の調査，設計及び施行（建設局公園部整備課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 街路樹及び緑地帯の工事の調査，設計及び施行に関する事。

- (3) 公園緑地，街路樹等の保全及び管理の設計及び施行に関する事。
- (4) 公園緑地の災害復旧の調査，設計及び工事の施行に関する事。
- (5) 市民公園の施設の助成に関する事。
- (6) 公園，花壇，街路樹，緑地帯等の維持及び管理に関する事（安全推進係の所管に属するものを除く。）。
- (7) まちの美緑花ボランティア，市民花壇，市民の木等の育成及び技術の指導に関する事。
- (8) 都市公園の使用及び占用に関する指導及び検査に関する事。
- (9) 道路法第24条に規定する承認（街路樹に係る工事又は街路樹の維持に係るものに限る。）に関する指導，検査及び工事の調整に関する事。

東水環境センター
(1)

管理課

<サービス係>

- (1) 水環境センターの庶務並びに水環境センター内の事務の連絡，調整及び改善に関する事。
- (2) 下水道の利用及び普及に関する相談，啓発及び指導に関する事。
- (3) 汚水幹枝線，雨水管渠(きょ)及び合流管渠(きょ)（以下「下水道管渠(きょ)」という。）の調査，点検，補修，保全，清掃その他の維持及び管理に関する事（保全係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 汚水枝線の工事の申請の受付に関する事。
- (5) 下水道管渠(きょ)の悪質な排水の調査及び指導に関する事。
- (6) 下水道事業に係る資産の維持及び管理に関する事。

<保全係>

- (1) 下水道管渠等の工事の調査，設計及び検査に関する事（建設局下水道部管路課設計係及び雨水係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 下水道管渠(きょ)等の工事の施行に関する事。
- (3) 下水道管渠(きょ)の調査，点検，補修，保全，清掃その他の維持及び管理に関する事（サービス係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 所管する下水処理場等の小規模な土木工事の調査，設計及び検査に関する事。
- (5) 下水処理場等の土木工事の施行に関する事。
- (6) 下水処理場等の土木施設の保守及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関する事。
- (7) 下水道管渠(きょ)及び下水処理場等の土木施設の災害復旧に関する事。

施設課

<施設係>

- (1) 下水処理場等の設備工事の調査，設計，施行及び検査（建設局下水道部施設課設備係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 下水処理場等の設備の保守及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関する事。
- (3) 下水処理場等その他の施設の保全に付随する業務に関する事。

<水環境係>

- (1) 下水の排除及び処理に関する事。
- (2) 汚泥等の処理に関する事。
- (3) 下水処理場等その他の施設の運転及び保全に付随する業務に関する事。

- (4) 汚泥焼却施設等の運転の監理及び施設整備に関すること。
- (5) 水リサイクル施設の運転及び施設整備に関すること。

中央水環境センター
(1)

管理課

<サービス係> (北下水道係の所管に属するものを除く)

- (1) 水環境センターの庶務並びに水環境センター内の事務の連絡, 調整及び改善に関すること。
- (2) 下水道の利用及び普及に関する相談, 啓発及び指導に関すること。
- (3) 下水管渠(きょ)の調査, 点検, 補修, 保全, 清掃その他の維持及び管理に関すること (保全係の所管に属するものを除く。)
- (4) 汚水枝線の工事の申請の受付に関すること。
- (5) 下水管渠(きょ)の悪質な排水の調査及び指導に関すること。
- (6) 下水道事業に係る資産の維持及び管理に関すること。

<保全係> (北下水道係の所管に属するものを除く)

- (1) 下水管渠(きょ)等の工事の調査, 設計及び検査に関すること (建設局下水道部管路課設計係及び雨水係の所管に属するものを除く。)
- (2) 下水管渠(きょ)等の工事の施行に関すること。
- (3) 下水管渠(きょ)の調査, 点検, 補修, 保全, 清掃その他の維持及び管理に関すること (サービス係の所管に属するものを除く。)
- (4) 所管する下水処理場等の小規模な土木工事の調査, 設計及び検査に関すること。
- (5) 下水処理場等の土木工事の施行に関すること。
- (6) 下水処理場等の土木施設の保守及び修繕の調査, 設計, 施行及び検査に関すること。
- (7) 下水管渠(きょ)及び下水処理場等の土木施設の災害復旧に関すること。

<北下水道係> (北区の区域に係るものに限る。)

- (1) 下水道の利用及び普及に関する相談, 啓発及び指導に関すること。
- (2) 下水管渠(きょ)の調査, 点検, 補修, 保全, 清掃その他の維持及び管理に関すること (サービス係及び保全係の所管に属するものを除く。)
- (3) 汚水枝線の工事の申請の受付に関すること。
- (4) 下水管渠(きょ)の悪質な排水の調査及び指導に関すること。
- (5) 下水道事業に係る資産の維持及び管理に関すること。
- (6) 下水管渠(きょ)等の工事の調査, 設計及び検査に関すること (建設局下水道部管路課設計係及び雨水係の所管に属するものを除く。)
- (7) 下水管渠(きょ)等の工事の施行に関すること。
- (8) 所管する下水処理場等の小規模な土木工事の調査, 設計及び検査に関すること。
- (9) 下水処理場等の土木工事の施行に関すること。
- (10) 下水処理場等の土木施設の保守及び修繕の調査, 設計, 施行及び検査に関すること。
- (11) 下水管渠(きょ)及び下水処理場等の土木施設の災害復旧に関すること。

施設課

<施設係、水環境第1係及び水環境第2係>

- (1) 下水の排除及び処理に関すること (水環境第1係及び水環境第2係に限る。)
- (2) し尿の処理に関すること (水環境第1係に限る。)
- (3) 汚泥等の処理に関すること (水環境第1係及び水環境第2係に限る。)

- る。)
- (4) 下水処理場等その他の施設の運転及び保全に付随する業務に関すること（水環境第1係及び水環境第2係に限る。)
 - (5) 下水処理場等の設備工事の調査，設計，施行及び検査（建設局下水道部施設課設備係の所管に属するものを除く。）に関すること（施設係及び水環境第2係に限る。)
 - (6) 下水処理場等の設備の保守及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関すること（施設係及び水環境第2係に限る。)
 - (7) 下水処理場等その他の施設の保全に付随する業務に関すること（施設係及び水環境第2係に限る。)
- [係別分掌事務は，建設局長が定める。]

西水環境センター（1）

管理課

<サービス係>

- (1) 水環境センターの庶務並びに水環境センター内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 下水道の利用及び普及に関する相談，啓発及び指導に関すること。
- (3) 下水管渠(きょ)の調査，点検，補修，保全，清掃その他の維持及び管理に関すること（保全係の所管に属するものを除く。)
- (4) 汚水枝線の工事の申請の受付に関すること。
- (5) 下水管渠(きょ)の悪質な排水の調査及び指導に関すること。
- (6) 下水道事業に係る資産の維持及び管理に関すること。

<保全係>

- (1) 下水管渠等の工事の調査，設計及び検査に関すること（建設局下水道部管路課設計係及び雨水係の所管に属するものを除く。)
- (2) 下水管渠(きょ)等の工事の施行に関すること。
- (3) 下水管渠(きょ)の調査，点検，補修，保全，清掃その他の維持及び管理に関すること（サービス係の所管に属するものを除く。)
- (4) 所管する下水処理場等の小規模な土木工事の調査，設計及び検査に関すること。
- (5) 下水処理場等の土木工事の施行に関すること。
- (6) 下水処理場等の土木施設の保守及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関すること。
- (7) 下水管渠(きょ)及び下水処理場等の土木施設の災害復旧に関すること。

<施設係>（西神施設課施設係の所管に属するものを除く。)

- (1) 下水処理場等の設備工事の調査，設計，施行及び検査（建設局下水道部施設課設備係の所管に属するものを除く。)
- (2) 下水処理場等の設備の保守及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関すること。
- (3) 下水処理場等その他の施設の保全に付随する業務に関すること。

<水環境係>（西神施設課水環境係の所管に属するものを除く。)

- (1) 下水の排除及び処理に関すること。
- (2) 汚泥等の処理に関すること。
- (3) 下水処理場等その他の施設の運転及び保全に付随する業務に関すること。

西神施設課

<施設係>（西区の区域に係るものに限る。)

- (1) 課の庶務に関すること（管理課サービス係の所管に属するものを除

- く。)
- (2) 下水処理場等の設備工事の調査，設計，施行及び検査（建設局下水道部施設課設備係の所管に属するものを除く。）に関する事。
 - (3) 下水処理場等の設備の保守及び修繕の調査，設計，施行及び検査に関する事。
 - (4) 下水処理場等その他の施設の保全に付随する業務に関する事。

<水環境係>（西区の区域に係るものに限る。）

- (1) 下水の排除及び処理に関する事。
- (2) 汚泥等の処理に関する事。
- (3) 下水処理場等その他の施設の運転及び保全に付随する業務に関する事。

令和元年度 主要事業の概要

1. 災害に強い都市づくり（防災部防災課，道路部工務課，公園部管理課・整備課）

大雨や台風等により市内各地で災害が発生していることから，土砂災害による第三者被害を防ぐため，崩壊土砂や危険擁壁の撤去等，応急対策費用の一部を助成する，危険がけ応急対策助成を新たに創設する。また，六甲山エリアを中心とした道路防災対策を引き続き実施するとともに，雨量規制による通行止め等の課題がある国道 428 号（箕谷北）の抜本的な改良の検討を行い，自然災害に強いネットワークの確保を目指す。さらに，住宅地に面した市有の自然林について，暴風による民家への倒木被害を防ぐため，伐採対策を実施する。

大阪北部を震源とする地震を受けて創設した生垣等緑化推進助成によりブロック塀の抑制を推進する。また，国が「無電柱化推進計画」を策定したことに伴い，市街地の緊急輸送道路を中心に重点的に無電柱化事業を推進する。

平成 28 年度から兵庫県が進めているレッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）の指定については，市民への広報・啓発を行うとともに，既存不適格住宅等に対する移転・改修支援制度についても周知に努める。

2. 異常高温対策（道路部工務課，公園部管理課・整備課）

夏季の異常高温対策として，体感温度を下げるため，都心部の道路上において日除けやミスト装置等を組み合わせたクールスポットの実証実験を行う。また，公園についても，東遊園地等に飾花・装飾したミスト装置を設置するフラワークールスポットの整備を進めるとともに，みなとのもり公園等に温度上昇のしにくいフラクタル構造の日除け屋根を設置する。

3. 良好な河川環境の創造（防災部河川課）

まちの治水安全度を高めるため，妙法寺川等において都市基盤河川改修事業を引き続き実施するとともに，流域貯留事業を活用するなど，鎌ヶ谷川や烏原川等において準用・普通河川の改修を実施する。

また，予防保全の観点から災害を未然に防止するため，よりの確な維持修繕が図れるよう河川管理施設の点検及び健全度の評価を行い，老朽化による損傷等を早期に発見・修繕する。

生田川については，新神戸駅前広場再整備事業と連携し，市民や観光客に親しまれる親水空間の整備を進める。

4. 六甲山森林整備戦略（防災部防災課）

六甲山を緑豊かな美しい森として次世代に引き継ぐため、「六甲山森林整備戦略」に基づき、私有林を含めた六甲山全体の森林整備や発生材の活用など総合的な事業を展開する。

災害に強い森づくりを進めるため、市有林の整備と県民緑税事業等を活用した私有林の整備を促進する。また、新たに創設されるCO2削減等を目的とした森林環境譲与税を活用し、「こうべ都市山再生事業」を推進する。

さらに、兵庫県や（公財）神戸市公園緑化協会との連携により、公共施設を中心に内装材などへの発生材の利活用を進めていくとともに、職員の意識啓発を行うなど、森林資源を活用した六甲山ブランドの確立につなげていく。

5. 道路・橋梁・トンネルの安全対策（道路部工務課）

橋梁・トンネルについては、道路法に基づく定期点検を実施し、発見された損傷箇所を計画的に修繕するメンテナンスサイクルを確立し、効率的・効果的に維持管理を行っていく。また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化や特定道路土工構造物の点検を進めるとともに、路面下空洞調査を計画的に実施し発見した空洞を速やかに補修する。

6. 公園リノベーション事業（公園部整備課）

公園をとりまく社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対応するため、子育て世代が親子で楽しめる公園を「子どもの遊び場拠点」、若者から高齢者までが健康づくりを行える公園を「健康づくりをサポートする公園」として、拠点公園の整備を進めるとともに、公園のトイレを誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化や洋式化を行う「公園トイレチェンジアクション」を推進する。

また、神戸総合運動公園補助競技場の老朽化したトラックの改修を行い、全国規模の大会が開催可能な環境を確保する。

7. 緑化・飾花の推進（事業用地課、公園部管理課・整備課）

市内の花と緑を扱う拠点施設やイベントを一体的にPRしまちの価値向上を図る花と緑のプロモーションを展開する。

また、駅前空間や新庁舎周辺、道路予定地において、花壇を効果的に用いた魅力ある空間づくりを推進する。

8. 道路附属物等の計画的な更新（道路部工務課，公園部整備課）

将来のインフラ維持管理コストを低減させ，限られた財源の有効活用を図るため，道路案内標識の配置の再検討，街路樹の危険木の撤去や樹種転換を進めるアセットマネジメントを実施する。

また，100W以上の道路照明灯については平成30年度でLED化を完了するが，引き続き一般街路灯のLED化に向けた検討を進めるとともに，公園照明灯についてはESCO事業を活用してLED化を実施する。

9. 浸水対策（下水道部計画課・管路課）

台風による高潮位が原因で浸水被害が発生した東川崎地区において，ポンプ場及び雨水幹線の整備等の浸水対策を推進する。また，全市において，高潮時に内水圧がかかる雨水幹線の調査を行い，構造強化など必要な対策を実施する。

西河原地区（西区）など，特に浸水の危険性の高い低地盤地区等においては，浸水被害の低減を図るため，引き続き雨水幹線等の整備を行う。

10. 西部処理場北系整備（下水道部施設課）

昭和40年に供用を開始した西部処理場は，耐用年数である50年を経過し，施設の老朽化が進んでいることから，西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を実施する。

11. 魚崎ポンプ場改築更新（下水道部施設課）

昭和37年に供用を開始した魚崎ポンプ場は，耐用年数である50年を経過し，また，阪神・淡路大震災により，躯体の劣化が著しいことから，改築更新を実施する。

改築更新については，設計施工一括発注方式（DB方式）を採用し，現ポンプ場を供用しながら段階的に新ポンプ場に切り替え，平成44年度までに建設する。

12. ポートアイランド処理場改築更新（下水道部施設課）

昭和55年に供用を開始したポートアイランド処理場において，耐震性の確保及び老朽化した電気・機械設備の改築更新のため，1期側用地にある水処理機能を2期側用地の施設へ移転する。平成31年度は，改築更新や更新後の運転管理において民間活力を導入するにあたり，事業者選定業務を実施する。

13. 東灘処理場消化ガス有効活用（下水道部計画課）

国の実証事業として東灘処理場で実施している消化ガスを精製し都市ガスとして供給する事業は、平成 32 年度末に終了予定であるため、東灘処理場全体における消化ガスの最適な利用の方向性について検討を行っている。平成 31 年度は、民間活力を導入した消化ガス有効活用方法について事業化実現可能性調査を実施する。

14. 下水道ストックマネジメント計画の策定（下水道部計画課）

高度経済成長期に集中的に整備した下水処理場・ポンプ場・管きよ等の老朽化が進行しており、今後耐用年数を迎える施設が急激に増加することから、施設の計画的な維持管理と改築更新による機能保全のため、下水道ストックマネジメント計画を平成 31 年度に策定する。

15. 下水道経営についての検討及び広報（下水道部経営管理課）

下水道施設の改築更新事業の本格化及び使用水量の減少等を背景に、今後の下水道事業の経営と下水道使用料制度のあり方について、上下水道審議会での審議等も踏まえ、引き続き検討を行う。あわせて、市民及び事業者の関心と理解を深めるため、区ごとのデザインマンホールの設置や、「下水道の日」イベントの開催等、引き続き下水道事業の広報を実施する。

16. 便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進（道路部計画課・工務課）

自転車と歩行者の双方に安全で快適な道路空間を創出し、街の安全と魅力向上を図るとともに、市民の身近な交通手段である自転車の活用による地域課題の解決を図る。

駐輪場の環境改善として、JR 神戸駅周辺において、地下タワー式駐輪場の設計等、利用者ニーズに応じた駐輪場の整備を行うとともに、駐輪場の看板を利用者にわかりやすい表示に改修する。

また、駐輪場における子育て支援として、未就学児の子育て世帯を対象に駐輪場使用料の減免を行うとともにチャイルドシート付自転車等がとめやすいよう、幅の広い駐輪エリア（ママフレエリア）を整備する。

さらに、公共交通の利便性向上として、バス停における駐輪場（神戸サイクル&バスライド）の整備を推進する。

その他、自転車走行空間については、東灘区の鳴尾御影線等において自転車レーンを引き続き整備するとともに、利用者にとって安全かつ快適な走行空間を確保するため神出山田自転車道のリニューアルを行う。

17. 道路ネットワークの整備（道路部計画課・工務課）

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、神戸三田線や垂水妙法寺線等の整備を推進する。

また、慢性的な渋滞が発生している小東山6丁目交差点や皆森交差点周辺（皆森～谷上駅前）において、渋滞解消に向けた対策を実施する。

さらに、阪神高速神戸線と一般道が接続する京橋ランプ出口周辺においては、交通が輻輳し危険な状態のため、道路改良を実施し安全性の向上をはかる。

18. 質の高い道路空間づくり（道路部工務課）

若年層や高齢者等誰もが暮らしやすく、また国内外から様々な人々が訪れ交流する街とするため、都心部や市内各地の坂道や医療・福祉施設等周辺の経路においてベンチや手すりを設置する。

また、駅から庁舎へのアクセス性向上のため、新長田合同庁舎の新設に伴い点字ブロック等の整備を行うとともに、移転する西区役所については道路整備の検討を行う。

さらに、名谷駅前の道路空間の快適性向上のため、駅周辺の舗装リニューアルを実施する。

19. 六甲山・摩耶山の活性化（道路部工務課、公園部整備課・森林整備事務所）

自然散策など歩行者の快適な回遊性確保のため、明石神戸宝塚線の歩道整備を検討するとともに、散策路の整備計画等を策定する。

また、国の名勝である再度公園においては、企業版ふるさと納税制度を活用した園内整備と、新たに民間事業者によるにぎわい創出を推進する。摩耶山掬星台エリアにおいては、引き続き自然観察園の再整備を行う。

さらに、観光客やハイカーの増加に対応するため、布引の滝周辺や六甲最高峰において、快適なトイレ環境を整備する。

20. 海浜公園の再整備（公園部整備課）

須磨海浜公園エリア全体が家族連れをはじめとする市民や市内外からの観光客など多様な人でにぎわうよう、Park-PFI制度による民間の資金とノウハウを活かした水族園及び海浜公園の再整備を行う。

21. 動物園の魅力向上（王子動物園）

ジャイアントパンダの受け入れについて中国側と協議を進めていくとともに、アムールトラのペアを海外から受け入れ、希少動物の種の保存に取り組む。

22. 都心三宮・ウォーターフロントの再整備（道路部計画課・工務課）

歩行者の移動円滑化や回遊性の向上をはかるため、三宮中央歩道橋へのエスカレーター設置に向けた設計、加納町3丁目交差点の歩行者動線の改善、鯉川筋の歩道拡幅等を実施する。

また、神戸空港へのアクセス向上等のため、自動車交通の重要な南北軸である生田川右岸線において機能強化を行う。

さらに、都心の新たな憩いとにぎわいの創出を図るため、三宮プラッツをリニューアルするとともに三宮中央通り地下通路の美装化に向けた検討を行う。

23. 広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部など）の整備促進（湾岸・広域幹線道路本部推進課）

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、企業集積や観光振興など企業活動の活性化等により、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパスなどの整備を促進する。

24. 東遊園地再整備・活性化（公園部管理課・整備課）

都心の活性化や都心ウォーターフロントへの回遊性向上を図るため、再整備のための基本設計を行うとともに、園内で整備予定のにぎわい拠点施設の事業者公募を行う。